時間外保育（延長保育）

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

時間外保育（延長保育）

✓ 保育認定時間を超えて保育が必要となった児童（※）に対して実施

一般的な例

短時間	7：00～8：00	8：00～16：00	16：00～18：00	18：00～19：00
標準時間	7：00	～	18：00	

※対象児童：園に在籍している２号・３号児童

✓ 利用の受付・利用料の徴収は施設が窓口となり実施（詳細は別添資料を参照）

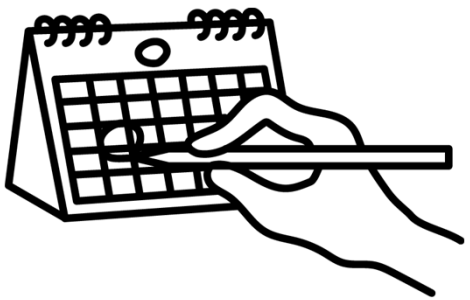

時間外保育（延長保育）

✓ 利用料の徴収方法は問わないが、利用料を保護者から受領した場合は、領収書の控え等を必ず保管

✓ 市から毎月郵送する「時間外保育料減額対象者一覧」により減額対象者を確認

【制限してはならないもの】

- 利用人数
- 利用する理由
- 利用児童の年齢
- 利用時間

急な利用申込があった場合も提供すること

時間外保育（延長保育）

✓ 時間外保育に係る補助金手続きを実施

事業開始

２～３月頃、翌年度の実施協議書を提出し、時間や料金の設定について市の承認を受ける。

概算申請

６月末までに概算交付申請書を市に提出し、決定を受け、秋頃に概算額の交付を受ける。

実績報告

年度末までの利用実績を市に報告し、当該年度の補助額を確定（精算）

利用状況報告

【毎月】翌月10日までに利用児童数や利用料金をまとめ、市に提出。